

# シングル子供支援手当制度規程

社会福祉法人ささゆり会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ささゆり会（以下、「本法人」という）の配偶者等のいない正職員、パートタイマー、嘱託職員（以下、「職員」という）で、所得税法に定める扶養親族である子を有する者を支援することを目的とする。

(対象職員)

第2条 次の各号のいずれにも該当する者に対してシングル子供支援手当（以下、「支援手当」という）を支給する。

- (1) 本法人に勤務する職員であること
- (2) 4週を平均して1週の労働時間が30時間以上であること
- (3) 本法人の職員で、前年の1月から12月支給分までのすべての給与が本法人から支給された者については、本人の前年の収入が次のとおりであること
  - ・ 扶養親族が1人の場合 450万円未満
  - ・ 扶養親族が2人の場合 500万円未満
  - ・ 扶養親族が3人以上の場合 550万円未満
- (4) 本法人の中途採用者等で、本条第2号に該当しない者については、基本給（基本給を時間給で支給する者については、時間給に月の所定労働時間を乗じた額）、職務手当、資格手当、役職手当、処遇改善交付金（処遇改善交付金を時間給で支給する者については、時間給に月の所定労働時間を乗じた額）、法人交付金の合計額に12を乗じた額に年間の賞与額（予想額）を加えた額が次のとおりであること
  - ・ 扶養親族が1人の場合 450万円未満
  - ・ 扶養親族が2人の場合 500万円未満
  - ・ 扶養親族が3人以上の場合 550万円未満
- (5) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情がある者を含む）がいらないこと
- (6) 所得税法に定める扶養親族である次のいずれにも該当する子を有すること
  - ・ 職員の嫡出子または非嫡出子である者
  - ・ 小学校、中学校、高等学校に在学している者、または小学校入学前の未就学児童
  - ・ 満18歳に到達した日以後最初の3月31日が終了する日までの者
  - ・ 職員と同居し、実際に職員が養育している者
  - ・ 本法人が支給する必要があると認めた者

(支給額)

第3条 支援手当は、第2条第6号で定める扶養親族の人数により次のとおり支給する。

- (1) 正職員
  - ・ 扶養親族が1人の場合 月 15,000円
  - ・ 扶養親族が2人の場合 月 20,000円
  - ・ 扶養親族が3人以上の場合 月 25,000円
- (2) 嘱託職員、パートタイマー（4週を平均して1週の労働時間が30時間以上である者）
  - ・ 扶養親族が1人の場合 月 10,000円
  - ・ 扶養親族が2人の場合 月 13,000円
  - ・ 扶養親族が3人以上の場合 月 16,000円

2 遅刻、早退、欠勤等があった者については、本法人の給与規程（欠勤、または給与計算期間中の採用、休職及び退職等の扱い）、（遅刻、早退及び私用外出等の扱い）を準用し支給する。

(支給期間及び支給日)

第4条 支援手当の支給期間は届出をした月から、支給事由が消滅した月までとする。

2 支援手当の支給日は届出をした月の翌月20日から開始し、支給事由が消滅した月の翌月20日に終了する。  
ただし、支給日が銀行の休日の場合はその前日または翌日とする。

(支払方法)

第5条 支援手当は口座振込または現金で支払うものとする。

(申請書類)

第6条 申請者は次の各号のすべての書類を本法人に提出しなければならない。ただし、本法人が特に提出不要と認めた場合は、その一部を省略することができる。

- (1) 申請書
- (2) 職員の戸籍謄本（扶養親族との続柄がわかるもの）
- (3) 職員の世帯全員の住民票（個人番号の記載がないもの）
- (4) 在学証明書（高校生の場合のみ）
- (5) その他本法人が必要と認めたもの

2 本法人は、前項の書類を審査の上速やかに支援手当の支給の可否を決定し、申請者に結果を通知する。

(報告義務)

第7条 職員は申請した内容や提出した書類に変更が生じた場合や、第2条に定める対象職員に該当しなくなった場合は、直ちにその旨を書面で本法人に届出るものとする。

(不正受給の場合の措置)

第8条 虚偽の申請その他の不正の事実があった場合は、本法人は不正受給額の返還を求める。また、就業規則に基づき懲戒処分を行うことがある。

(規程の改廃)

第9条 この規程は、本法人の経営状況および社会情勢の変化等により本法人が必要と認めた場合、随時、変更または廃止を行うことがある。

1 本規程は、令和2年4月1日より施行する。